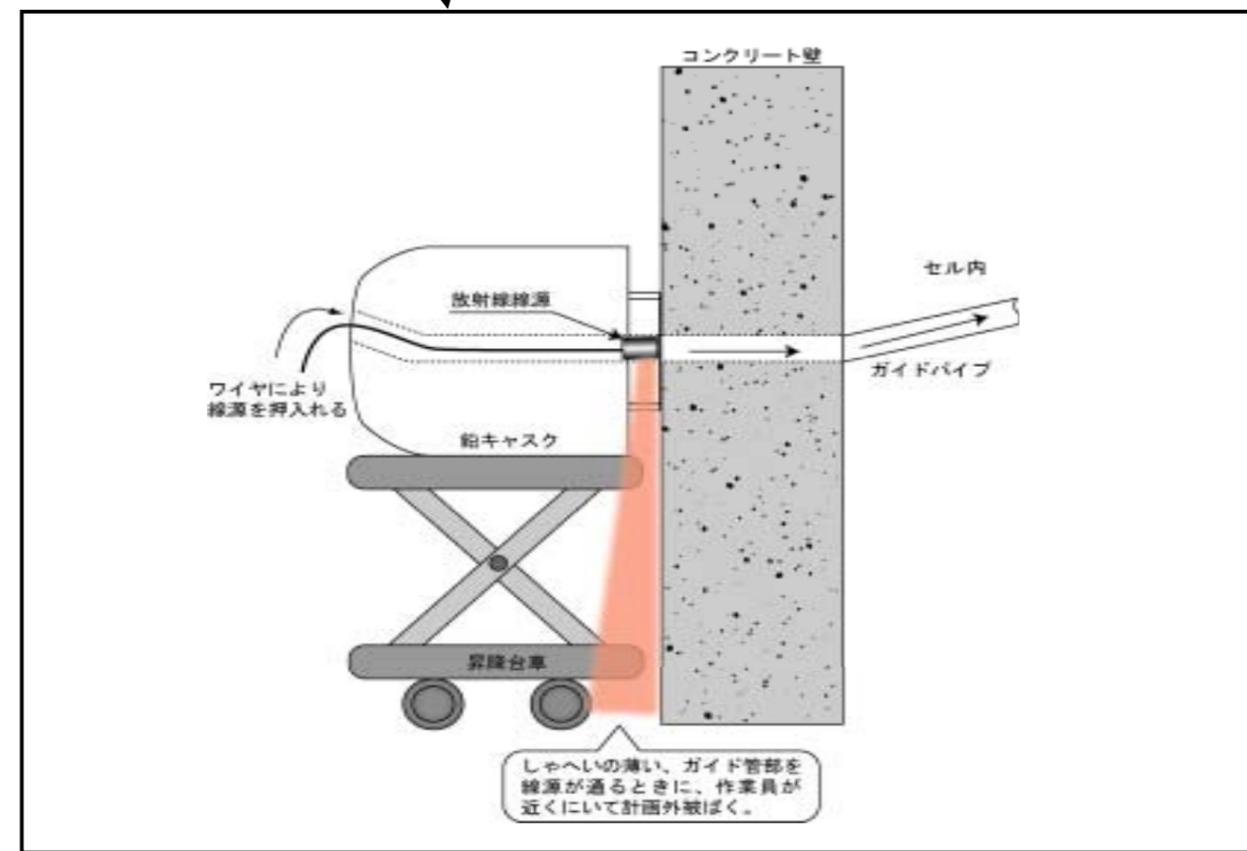
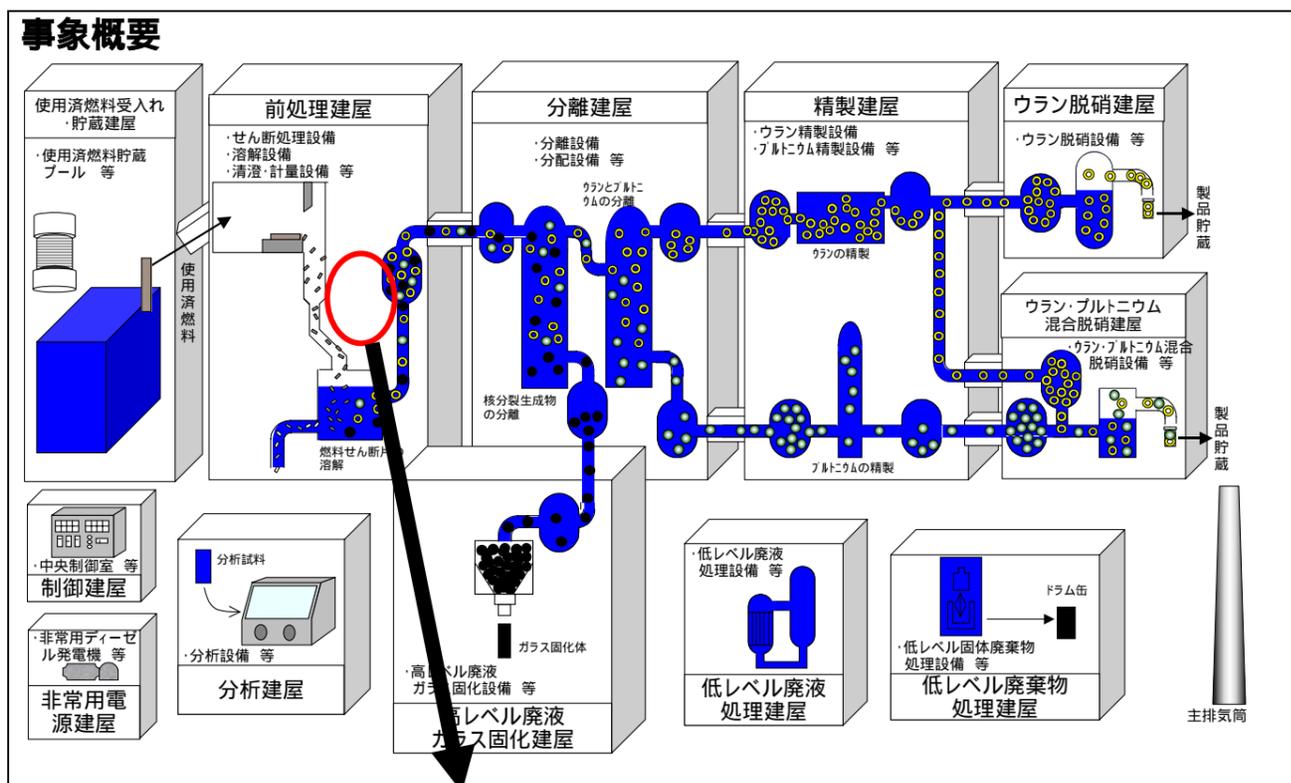


再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応 (No. 6 - 15)

件名	(ガンマ)線モニタ校正用放射線線源取扱い作業時における作業計画外の被ばく
事象の概要	<p>(1) 発生場所: 機器 前処理建屋: (ガンマ)線モニタ</p> <p>(2) 発生の状況 設備点検中</p> <p>(3) 概要 放射線線源収納用鉛容器(キャスク)から(ガンマ)線モニタ点検のためガイドパイプに放射線線源(RI)を挿入(又は引抜き)する作業において、遮へいの薄いガイド管部を放射線線源が通過する際、ガイド管近くにいた作業員の警報付線量計が発報</p> <p>*他の建屋も含め同種の作業においても、同様な事象の発生が予想される。</p>
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 放射線線源は密封線源で、かつ、鉛容器(キャスク)に納められているため放射性物質の放出等工場外への影響はない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 作業員のごく軽度の被ばくであり、警報発報に伴い、直ちに作業を中断するため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 警報付線量計の警報設定レベルは法令許容値に対し十分低く設定されていることから、警報付線量計が発報しても直ちに身体への影響が生じるものではない。</p> <p>(4) 他工程への影響 他工程への影響は生じない。 機器単体への放射線線源取り付け作業のため、他工程との関連はない。</p>
対応の概要	<p>(1) 被ばく線量が設定値を越え、警報付線量計が鳴る。</p> <p>(2) 作業員をその場から退避させる。</p> <p>(3) 警報付線量計で被ばく線量を確認し、作業員の被ばく線量を確認する。</p> <p>(4) 放射線作業計画の見直し後、作業を再開する。</p>



公表区分	毎月集約して月1回公表(ホームページへ掲載)									
対応区分	(a) 運転継続しながら復旧	<p>国際評価尺度 (INES)のレベル</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">0以下</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table> <p>(レベル2以下は工場外への影響はない) 放射性物質の外部放出 工場外への影響</p> <p>放射性物質による汚染、被ばく等 工場内への影響</p> <p>日本原燃による評価: レベル0以下</p> <p>運転制限範囲からの逸脱等 多重防護の劣化</p>	0以下	1	2	3	4	5	6	7
	0以下		1	2	3	4	5	6	7	
	(b) 運転システムを切り替えて復旧									
	(c) 当該機器を停止して復旧									
	(d) 当該設備を停止して復旧									
(e) 影響範囲の設備を停止										